告示

埼玉県告示第二百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和五年三月三日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県立近代美術館及び埼玉県立自然の博物館の使用料等並びに文書課の雑入（埼玉県県政情報センターの有償刊行物販売代金に限る。）	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長　福岡　聡	令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで
	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号 株式会社アプラス 代表取締役社長　嶋田　貴之	

二　指定をした日

令和五年三月一日